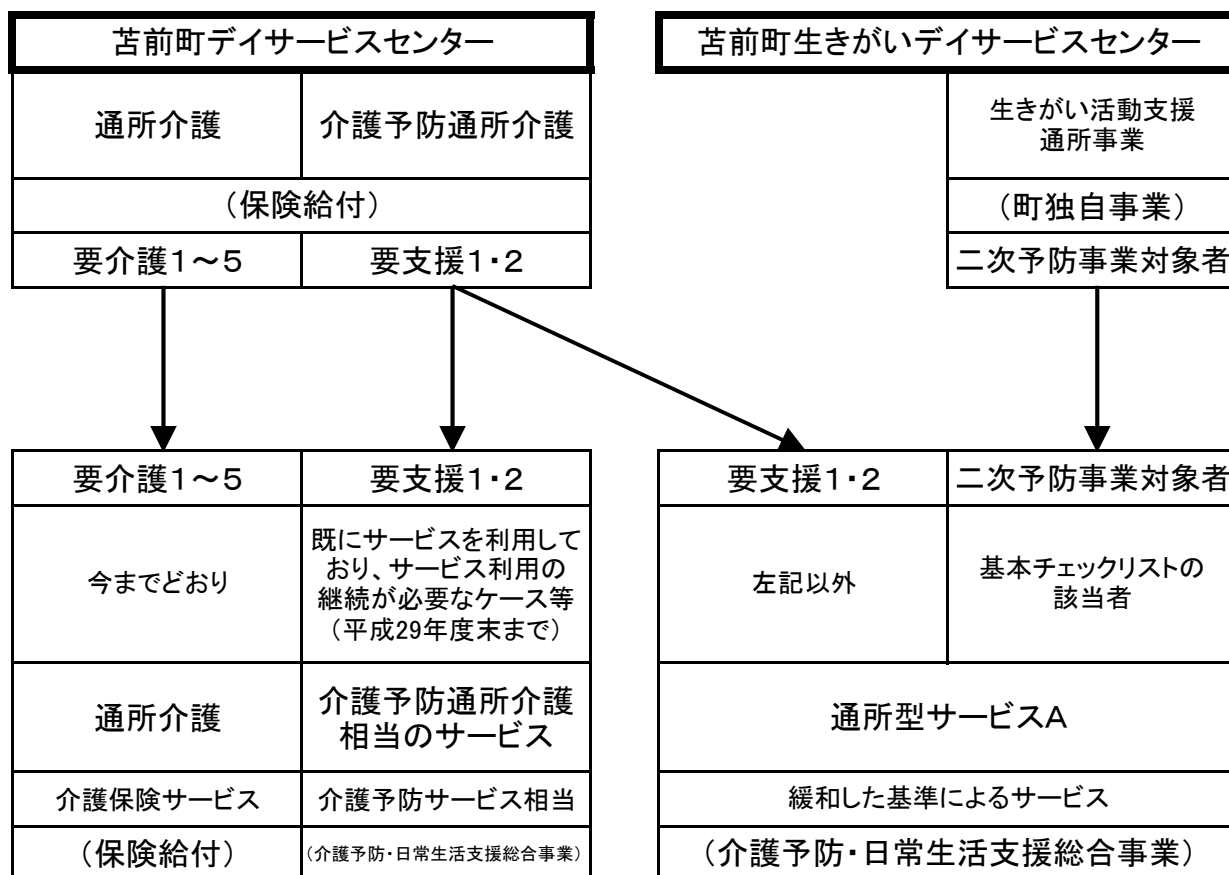


平成27年4月以降の生きがいデイサービス事業の変更について



上記の変更をふまえ、次のように事業が変わります。

○利用回数が変わります。

- ・基本チェックリスト該当者・要支援1の方は、原則週1回
- ・要支援2の方は、原則週2回

○入浴サービスが廃止されます。

- ・追加料金を支払って利用できるようにする等、詳細は未定

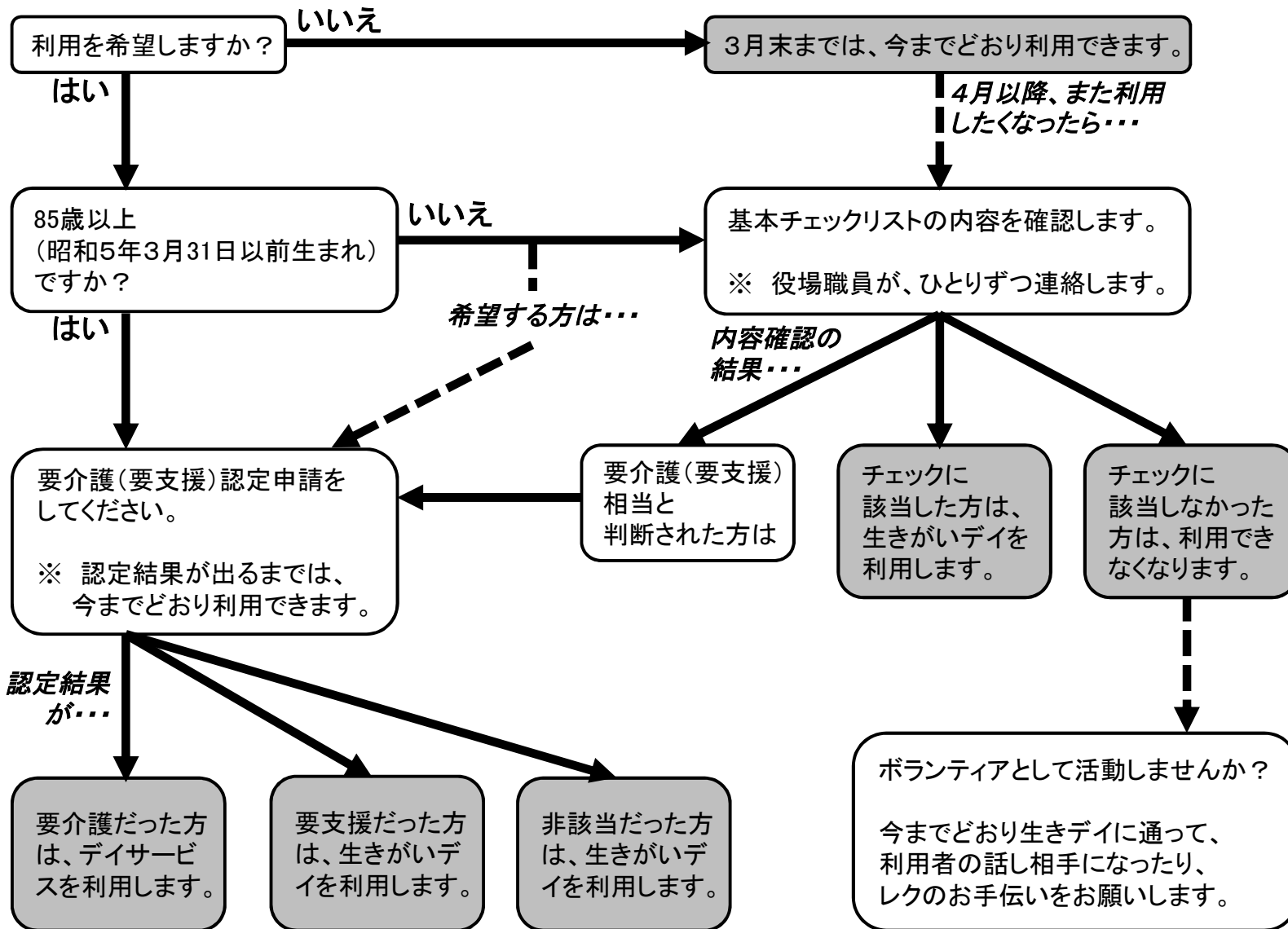
○介護予防ケアプランにしたがって、利用することになります。

- ・役場（地域包括支援センター）職員が担当についてケアプランを作成し、計画的にサービスを利用

○利用料金が変わります。

- ・1回当たり400円前後（食費別）で検討中
- ・8月以降は、高額所得者の場合2倍の料金に

平成27年4月以降の生きがいデイサービスの利用の変更について



生きがいデイサービスの利用の変更に関するQ & A

Q 1 85歳以上だと、必ず認定申請をしなくてはダメ？

A 1 みなさんに実施していただいた基本チェックリストの結果から、85歳以上の方の該当率、危険度が高いことが分かりました。今回の制度改正を機に、正しい心身の状態を把握しておくことが必要との判断から、認定申請をお願いしています。

本来、認定申請は強制されるものではありませんが、今後は、生きがいデイサービスを利用するためには基本チェックリストの実施が条件となりますので、上記の判断から、その延長としての実施ととらえ、御協力をお願いします。

Q 2 85歳未満でも、認定申請をしたほうがいい？

A 2 85歳未満であっても、希望される方は、認定申請をしていただいても構いません。

迷っていらっしゃる方は、遠慮なく地域包括支援センター（役場保健福祉課）に御相談ください。生きがいデイサービスだけでなく、住宅改修や福祉用具レンタルの必要性なども踏まえ、総合的に判断するお手伝いをします。

Q 3 85歳未満ですが、役場からの連絡は、いつごろになるの？

A 3 職員が手分けして対応していますが、現時点で、「いつ」とお約束することができません。

Q 2のような介護認定に関する御相談などがある場合には、可能な限り早めに対応いたしますので、遠慮なく地域包括支援センター（役場保健福祉課）に御連絡ください。

Q 4 基本チェックリストの内容確認で、要介護（要支援）相当と誰が判断するの？

A 4 チェックリストの内容確認で伺った際に、職員がみなさんの様子から判断して認定申請をお勧めする場合がありますことを想定しています。

チェックリストの内容確認の前にお勧めすることも、内容確認の後にお勧めすることも、どちらもあり得ますが、お勧めした理由（心身の状態をどのように判断したか等）については、職員からきちんと説明をします。

Q 5 認定申請の結果がわかるまで、結構時間がかかると聞いたけど？

A 5 認定申請から結果が判明するまで、長いときには1か月以上かかることも実際にあります。

また、今回は、一度に多くの方の認定申請を受け付けることになるため、事務処理等でさらに時間がかかる可能性もあります。

結果が判明するまでの間、生きがいデイサービスを利用することができますが、そのほかの介護サービスの利用希望がある等の事情をお持ちの方は、遠慮なく役場保健福祉課に御連絡ください。

Q 6 ボランティアって、どんなことをするの？

A 6 例としては、

- ①レクリエーション等の指導、参加支援
- ②催事に関する手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等）
- ③散歩、外出、屋内移動の補助
- ④話し相手、傾聴
- ⑤お茶出し、食堂内での配膳、下膳等の補助
- ⑥職員とともに行う軽微かつ補助的な作業（清掃、洗濯物の整理等）
などがあります。